

植物防疫事業交付金（継続）

1. 趣 旨

植物防疫法第32条に基づき都道府県が設置する病虫害防除所の効率的な運営を図り、指定病虫害発生予察事業等の植物防疫の基礎的事業の円滑な推進を図る。

2. 事業内容

植物防疫法に基づき、病虫害防除所の運営及び指定病虫害発生予察事業等の植物防疫の基礎的事業について、地理的状況、農業生産状況、病虫害発生状況等の地域性に応じ交付金を交付する。

3. 事業実施主体

都道府県

4. 補助（交付）率

定額

5. 事業実施期間 昭和60年度～

6. 平成18年度概算決定額

植物防疫事業交付金

342（346）百万円

【担当課：消費・安全局 植物防疫課】